

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 五〇四
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 五〇四
 - 県基幹統計調査の事項を変更する件 五〇四
 - 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 五〇五
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 五〇五
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五〇五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五〇六
 - 計量器の定期検査を実施する件 五〇六
 - 土地改良区の設立について適当とする旨決定した件 五〇七
 - 県営土地改良事業の異種目換地指定の件 五〇七
 - 道路の区域を変更する件四件 五〇八
 - 道路の供用を開始する件二件 五〇九
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 五〇九
 - 福島県教育委員会 五〇九
 - 公印の使用を廃止した件 五〇〇

告 示

福島県告示第五百三十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十八年九月二十七日福島市に招集する。
 平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五百三十七号

公印を次のように改刻し、平成二十八年九月九日その使用を開始する。
 平成二十八年九月九日

職印

福島県知事 内堀雅雄

（総務課）

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立福島南高等学校用）		福島県立福島南高等学校の福島県現金出納員
24の2	福島県現金取扱員印（福島県立福島中央高等学校用）		福島県立福島中央高等学校の福島県現金取扱員

（文書法務課）

福島県告示第五百三十八号

福島県統計調査条例施行規則（平成二十一年福島県規則第三十九号）第三条第一項の規定により、県基幹統計調査の事項を次のとおり変更する。
 平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査の名称及び目的
 - 1 名称 商品流通調査
 - 2 目的
 - （変更前）地域産業連関表及び福島県産業連関表を作成するための基礎資料として、地域間における商品流通状況の把握を目的とする。
 - （変更後）福島県産業連関表を作成するための基礎資料として、地域間における商品流通の状況を把握することを目的とする。
- 二 調査の対象の範囲
 - （変更前）日本標準産業分類に定める製造業であり、かつ、経済産業省が作成した製造業に係る商品流通調査対象事業所名簿に記載された県内の事業所のうち

ち、経済産業省が調査対象とする事業所を除いたもの。
 (変更後) 日本標準産業分類に定める製造業であり、かつ、経済産業省が作成した製造業に係る商品流通調査対象事業所名簿に記載された県内の事業所。

- 三 報告を求める事項
 - 1 製造品の生産額、自工場消費額、国内向け出荷額及び輸出向け出荷額の年間実績
 - 2 製造品の最終消費地域別出荷内訳及び業種別出荷内訳の年間実績
 - 四 報告を求める者
 - 二に掲げる事業所を有する者のうち知事が有意に抽出した者
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 四に掲げる者から郵送で調査票の提出を受ける。
- 六 調査の周期及び実施期間
 - 1 調査の周期 五年
 - 2 調査の実施期間
 - (変更前) 対象年の七月から九月まで
 - (変更後) 対象年の十月一日から同月末日まで

(統計課)

福島県告示第五百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人菊地整形外科	伊達市坂ノ上二〇一	平成二八年五月九日
一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北福島病院	福島市荒井北三一一一三	同 年六月一日
こんの歯科	二本松市竹田二一七一	同 年四月一日
ウエルシア薬局福島鎌田店	福島市鎌田字西五一	同 年六月一日

ファーマライズ薬局飯盛店	会津若松市中島町六一	同 日
トリム薬局山鹿店	同 市本町一三三五	同 日
一般財団法人脳神経疾患研究所 訪問看護ステーション南東北福島	福島市荒井北三一一一三	平成二八年五月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
西会津町国民健康保険奥川診療所	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字檀ノ前一五六三	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字上ノ原三七一一

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

名 称

変更前	変更後	所在地
ドレミ薬局	ファークコス薬局ドレミ	福島市南沢又字上並松二二二二
つくし薬局	ファークコス薬局つくし	白河市大鹿島前二五一

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

名称	所在地	廃止年月日
医療法人かわさき整形外科 医院	福島市野田町一八一五	平成二八年五月三一日
医療法人菊地整形外科	伊達市坂ノ上二二	同 月八日
ファーマライズ薬局飯盛店	会津若松市中島町六一	同 月三一日
トリム薬局山鹿店	同 市本町一三三五	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百四十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年九月九日

平成二十八年九月九日

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 内堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市(美郷、大信及び東を除く。)	非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月二一日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	白河市役所
同 郡 楡葉町	同	一〇月二二日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
同	同	一〇月三一日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
同	同	一〇月四日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
同	同	一〇月一八日 午後二時から 午後四時まで	複合施設ゆふね
同	同	一〇月一九日 午前一〇時から	楡葉町コミュニティセンター

同 郡葛尾村	右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前二時から午後三時まで	午前二時三〇分まで	葛尾村村民会館
			同 午後二時から午後三時まで		福島県計量検定所
			一〇月二〇日から一一月一八日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から午前一一時三〇分まで 午後一時から午後三時まで		

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	白河市（表郷、大信及び東を除く）、双葉郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村
対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり
検査の期日	十一月七日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第一項の規定により、南会津町土地改良区の設立について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

一 縦覧に供する書類

(一) 土地改良事業計画書の写し

福島県知事 内 堀 雅 雄

(二) 定款の写し

縦覧の期間
平成二十八年九月十二日から
同 年十月三日まで （二十二日間）

縦覧の場所
南会津町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県管区画整理事業八沢地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 土地の表示
- 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東一七番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東一九番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東二〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東二三番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東三四番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東三六番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東三八番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東四〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東四二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東四四番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東四六番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東四八番地一
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東五〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東五二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東五四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東五七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東五九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東六一番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東六三番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東六五番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東六七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東六九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東七一番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東七三番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東七五番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東七七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸東七九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八一〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八一二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八一四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八一六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八一八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八二〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八二二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八二四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八二六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八二八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八三〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八三二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八三四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八三六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八三八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八四〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八四二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八四四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八四六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八四八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八五〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八五二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八五四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八五七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八五九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八六一番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八六三番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八六五番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八六七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八六九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八七一番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八七三番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八七五番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八七七番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八七九番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八八一〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八八二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八八四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八八六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八八八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八九〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八九二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八九四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八九六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸八九八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九〇〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九〇二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九〇四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九〇六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九〇八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九一〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九一二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九一四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九一六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九一八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九二〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九二二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九二四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九二六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九二八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九三〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九三二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九三四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九三六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九三八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九四〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九四二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九四四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九四六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九四八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九五〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九五二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九五四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九五六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九五八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九六〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九六二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九六四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九六六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九六八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九七〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九七二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九七四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九七六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九七八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九八〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九八二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九八四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九八六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九八八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九〇番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九二番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九四番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九六番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九八番地
 - 同 市鹿島区北海老字釜舟戸九九〇番地

- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸四一番地
- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸一六二番地
- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内一番地
- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内二番地
- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内三番地
- 同 市鹿島区北海老字釜舟戸堤内二六番地
- 同 市鹿島区北海老字乙姥懐一四番地
- 同 市鹿島区北海老字乙姥懐一五番地
- 同 市鹿島区北海老字港口一四番地

(農地管理課)

福島県告示第五百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊 達線	福島市大笹生字台田五 番二地先から 同 市大笹生字大畑四 番二地先まで	変更前	一七・五	九二八・五
		変更後	二六二・五	
		変更後	一七・五	九四九・三
			二六二・五	

(道路計画課)

福島県告示第五百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	石川郡石川町字白石二 一 番二地先から 同 郡同 町字松木下 二 一番地先まで	変更前	九・六	三四〇・四
		変更後	一八・五	
		変更後	一一・二	三四三・九
			三六・六	

(道路計画課)

福島県告示第五百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方西会津 線	喜多方市山都町字町尻 二三五 一 番一〇地先か ら 同 市山都町字廣古 屋敷二七六四番三地先 まで	変更前	九・三	九三・五
		変更後	一六・九	
		変更後	九・三	九九・六
			一六・九	

(道路計画課)

福島県告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延	長
-----	-------	---	---

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続字岸内七〇番地先から同 市久之浜町末続字代一九番地先まで	変更前 A 六・二〇 九・五〇 変更後 B 六・七〇 二二・二〇	一八一・九〇 二二六・〇〇	二二六・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
線	県道上名倉飯坂伊達	福島市大笹生字台田五番三地先から同 市大笹生字大畑四番二地先まで	平成二十八年九月二日

(道路計画課)

福島県告示第五百一十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

公 告

県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続字岸内七〇番地先から同 市久之浜町末続字代一九番地先まで	平成二十八年九月九日
------------	--	------------

(道路計画課)

公告第二百四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月三日
- 二 名称
特定非営利活動法人福島県緩和ケア支援ネットワーク
- 三 代表者の氏名
海野 志ん子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市方木田字吉ノ内四十番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、緩和ケアに関わる保健、医療、介護、そして福祉のネットワークを構築し、がんや難病などに罹患した人たちとその家族に理念の確かな緩和ケアを橋渡しする役割を担い、がんや難病などに罹患した人たちとその家族ができる限り良好な生活の質(quality of life)を保って生きることができるよう支援することを目的とする。併せて、緩和ケアの推進と普及啓発、緩和ケアに携わる人たちの専門性を高める教育と研修、遺族ケア、子育て支援、そして地域連携支援を行うことによつて社会の進歩に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター
- 三 代表者の氏名
牧田 実
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市太田町十二番三十号マルベリービル六階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に福島県内で活動する、民間非営利活動団体及び市民団体を支援し、これらの活動の基盤整備を進め、地域や分野を越えたネットワークの拠点となるとともに、まちづくりの推進活動については積極的にこれと取り組み、行政や地域と連携した新たな協働関係を築きながら、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第五号

福島県教育委員会委員長印(縦書き文書用)及び福島県教育委員会委員長印(横書き文書用)は平成二十八年四月一日その使用を廃止した。

平成二十八年九月九日

福島県教育委員会
(教育総務課)